

**FV型フラッシュ・タンク  
取扱説明書**

---

---

- 1. 製品仕様**
- 2. 設置**
- 3. 始動前**
- 4. 運転**
- 5. 保守**

---

# 1. 商品仕様

---

## 1.1 概要

スパイラックス・サーコの商品は厳格な規格により設計、製造および検査していますので、最新のシステムに適合しています。スパイラックス・サーコの商品に合わせ、商品の選定、設置および保守を行ないますと、安全基準および設計基準を満たします。また長期の耐用期間も期待することができます。

FV型は、小型圧力容器構造規格に適合できるように設計および製造しています。ボイラーのフィード・タンク／熱交換器の表面の汚染を防ぐためのブローダウンから、フラッシュ蒸気を効率良く分離するボイラーの熱回収システムに、このフラッシュ・タンクは最適です。またフラッシュ蒸気装置のドレン除去にも適しています。

この取扱説明書には、運転、設置および保守に関する包括的な説明が書かれています。商品を始動させる前に必ずご覧ください。

## 1.2 商品仕様

商品詳細につきましては4頁の外形図を参照下さい。

---

# 2. 設置

---

FV型は一体型の支持ブラケット付で供給されます。

ブラケットをしっかりと取り付け、取り付けポイントを固定してください。外部のストレスがタンクにかからないようにすることが重要です。

必要ならば支持ブラケットの下にシムを使用してください。設置作業中配管の正しい位置を保つことができます。周辺温度および使用温度で、タンクに梱包されている点検口がしっかりと取り付けられていることを確認します。タンクを、フラッシュ蒸気の出口の一番上に取り付けます（図1を参照）。タンクには、圧力計、U形サイホン・ゲージおよびコック用に、10A Rpのねじ込みボスが組み込まれています。ドレン／残留物ブローダウン口の下にフロート・トラップを付けることをお奨めします。蒸気の凝縮による真空状態を除くために、バキューム・ブレーカーが必要になる場合があります。

---

## 3. 始動前

---

運転を始める前に、次の事項を確認します：

- ・ 点検口がしっかりと締結されていること。
- ・ 配管にしっかりと固定されていること、外部ストレスがユニットに集中作用しないこと。
- ・ 余分な異物／材料がタンクの中に入っていないこと。
- ・ 付属の安全装置（例：安全弁）の口径が正しく選定されていること、正規に検査されていること、および正常に運転できる状態にあること。

---

## 4. 運 転

---

フラッシュ・タンクの運転は簡単で、特別の運転要領はありません。

フラッシュ蒸気の生成に伴う、高圧から低圧力までの飽和蒸気の膨張を考慮しています。

用心のために：タンクは高温で運転できるように設計されています。タンクが断熱材で覆われていない場合、怪我をしないように十分注意してください。

### 運転条件

別途、提出図書の記載の通りです。

---

## 5. 保 守

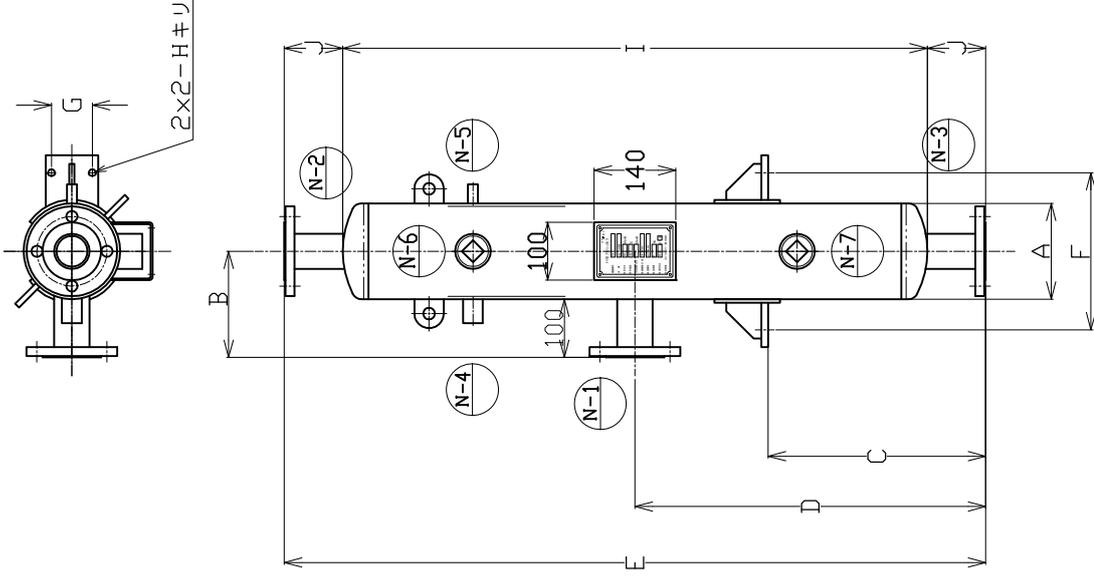
---

フラッシュ・タンクには日常的な保守は必要ありません。安全のために断熱材が使われている場所では、点検口の締め付け具合を定期的に点検してください。

過度の摩耗の兆候を定期的に外観検査する方法を含めて、点検の回数を決め、点検の責任をもつ適切な管理者により、計画書を作成して記録してください。

- 注記。  
 (1) 寸法表の数値は、参考値です。  
 (2) 各型式は、仕様条件により、小型压力容器若しくは第一種压力容器になります。  
 よって最終寸法値は、別途承認図により決定されますので予めご了承下さい。

ご参考図面



寸法表 (mm)

型式	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	N-1	N-2	N-3	N-4	N-5	N-6	N-7	重量 (参考)	容量 (参考)
FV6	165.2	182.6	372.8	600	1200	250	70	12	1000	100	50A	50A	50A	25A	10A	50A	50A	45kg	17.0リットル
FV8	267.4	233.7	360	610	1300	400	70	12	1000	150	80A	80A	50A	25A	10A	50A	50A	75kg	49.0リットル
FV12	318.5	259.3	390	630	1340	460	70	12	1000	170	100A	100A	50A	40A	10A	50A	50A	85kg	70.0リットル
FV15	381	290	485	730	1460	468	70	12	150A	150A	150A	80A	40A	10A	50A	50A	282kg	143.8リットル	
FV18	457	325	550	765	1530	544	70	12	150A	150A	150A	80A	50A	10A	50A	50A	376kg	198.9リットル	

注記: JIS10K77アンジ接続 (標準)

- 炭素鋼 (STPG 370 / SGP)  
 ステンレス鋼 (SUS316L)

口径/配管接続/使用限界

型式	アンジ規格		設計圧力	設計温度
	JIS	RF		
□ FV6	<input type="checkbox"/>	JIS 10K RF	0.6Mpag	165°C
	<input type="checkbox"/>	JIS 20K RF	2.0Mpag	350°C
	<input type="checkbox"/>	JPI 150 RF	1.0Mpag	220°C
□ FV8	<input type="checkbox"/>	JPI 300 RF	2.0Mpag	350°C
	<input type="checkbox"/>	JIS 10K RF	1.0Mpag	220°C
	<input type="checkbox"/>	JIS 20K RF	2.0Mpag	350°C
□ FV12	<input type="checkbox"/>	JPI 150 RF	1.0Mpag	220°C
	<input type="checkbox"/>	JPI 300 RF	2.0Mpag	350°C
	<input type="checkbox"/>	JIS 10K RF	1.0Mpag	220°C
□ FV15	<input type="checkbox"/>	JIS 20K RF	2.0Mpag	350°C
	<input type="checkbox"/>	JPI 150 RF	1.0Mpag	220°C
	<input type="checkbox"/>	JPI 300 RF	2.0Mpag	350°C
□ FV18	<input type="checkbox"/>	JIS 10K RF	1.0Mpag	220°C
	<input type="checkbox"/>	JIS 20K RF	2.0Mpag	350°C
	<input type="checkbox"/>	JPI 150 RF	1.0Mpag	220°C

FV型 フラッシュタンク寸法表

2007/9/6

AE-176

三角法

スパイラックス・サーコリミテッド

承認: H.Hohnoki

照査: K.Saito

設計: K.Saito

REV. 2

## 第五章 小型ボイラー及び小型圧力容器

### (検定)

第九十条の二 第八十四条の規定は、小型ボイラー若しくは小型圧力容器を製造し、若しくは輸入した者又は外国において小型ボイラー若しくは小型圧力容器を製造した者について準用する。

### (設置報告)

第九十一条 事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書（様式第二十六号）に機械等検定規則第一条第一項第一号の規定による構造図及び同項第二号の規定による小型ボイラー明細書（同規則第四条の合格の印が押されているものに限る。）並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

### (特別の教育)

第九十二条 事業者は、小型ボイラーの取扱いの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

2 前項の特別の教育は、次の科目について行なうものとする。

- 一 ボイラーの構造に関する知識
- 二 ボイラーの附属品に関する知識
- 三 燃料及び燃焼に関する知識
- 四 関係法令
- 五 小型ボイラーの運転及び保守
- 六 小型ボイラーの点検

3 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

### (安全弁の調整)

第九十三条 事業者は、小型ボイラー及び小型圧力容器の安全弁については、〇・一メガパスカル（令第一条第四号ホに掲げる小型ボイラー又は同条第六号ロに掲げる小型圧力容器にあつては、使用する最高圧力）以下の圧力で作動するように調整しなければならない。

### (定期自主検査)

第九十四条 事業者は、小型ボイラー又は小型圧力容器について、その使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しない小型ボイラー又は小型圧力容器の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 小型ボイラーにあつては、ボイラー本体、燃焼装置、自動制御装置及び附属品の損傷又は異常の有無
- 二 小型圧力容器にあつては、本体、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷又は摩耗の有無
  - 2 事業者は、前項ただし書の小型ボイラー又は小型圧力容器については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
  - 3 事業者は、前二項の自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

### (補修等)

第九十五条 事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行なった場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十三号）

最終改正：平成一八年一月五日厚生労働省令第一号より抜粋

お問い合わせは下記営業所もしくは取扱い代理店までお願いいたします。

**本社・イーストジャパン・ノースジャパン**

■電話（フリーダイヤル）

技術サポート：0800-111-234-1

ご注文・お問合せ：0800-111-234-2

■FAX

(043) 274-4818

■住所

〒261-0025

千葉市美浜区浜田2-37

**ウエストジャパン**

■電話（フリーダイヤル）

技術サポート：0800-111-234-1

ご注文・お問合せ：0800-111-234-3

■FAX

(06) 6681-8925

■住所

〒559-0011

大阪市住之江区北加賀屋2-11-8  
北加賀屋千島ビル203号

取扱説明書の内容は、製品の改良のため予告なく変更することがあります。

**spirax**  
**/sarco**

*First for Steam Solutions*

EXPERTISE | SOLUTIONS | SUSTAINABILITY

**spirax**  
**/sarco**